

## 静岡県告示第514号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年6月21日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-(メチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類(通称名Deschloroketamine、DXE、DCK)	平成29年6月22日
1-(4-クロロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類(通称名4-CMA、p-CMA)	平成29年6月22日
1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-4CN-BI-NACA)	平成29年6月22日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。